

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	51	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>・特例措置の内容 燃料電池自動車及びCNG自動車の燃料等供給設備について、固定資産税の課税標準を、最初の3年間に限り2/3の額とする特例措置について、2年間延長する。</li> </ul> <p>（対象設備）                  水素充てん設備（1億5,000万円以上）                  天然ガス充てん設備（4,000万円以上）                  ※（ ）内は対象となる設備の取得価格要件</p>	
関係条文	地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第11項、同法施行令附則第11条第10項 同法施行規則附則第6条第26項～第29項	
減収見込額	[初年度] - (▲105.8)      [平年度] - (▲67.2) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>（1）政策目的 CNGや水素の燃料供給設備の設置を支援し、次世代自動車を普及・促進することによって、大気汚染の改善、地球温暖化防止を図るとともに、エネルギーセキュリティを推進する。</p> <p>（政府目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2030年の運輸部門の二酸化炭素排出量を2013年度比で27.6%削減する。（「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定））</li> <li>・次世代自動車の新車販売に占める割合を2030年までに5割から7割（※）とすることを目指し、初期需要の創出を図り、自立的な市場を早期確立するとともに、普及に不可欠な充電器や水素ステーションの整備を進める。（「日本再興戦略改訂2016」（平成28年6月閣議決定））</li> <li>・2020年度までに2015年度末時点の水素ステーションを倍増（160箇所程度）させ、2025年度までにさらに倍増（320箇所程度）させる。（「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（平成28年3月22日改訂））</li> <li>・エネルギーセキュリティの推進のため、CNG自動車や天然ガス等の供給も可能なレジリエンスステーション（仮称）の普及等を図ることが求められている。（「国土強靱化アクションプラン2016」（平成28年5月国土強靱化推進本部決定））</li> </ul> <p>（※）平成27年度における新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合は27.8%となっている。</p> <p>（2）施策の必要性 環境負荷の小さい自動車は、従来車に比べ高価格であることに加え、燃料等供給設備の整備が十分でないこと等が普及の障害となっている。また、燃料等供給設備は、設置維持に多額の費用がかかることが整備の進まない主な要因であり、整備促進のためには設置者の負担を軽減させる措置が必要である。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標 16 新車販売に占める次世代自動車の割合
	政策の達成目標	次世代自動車を普及・促進することによって、大気汚染の改善、地球温暖化防止を図るとともに、エネルギーセキュリティを推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成29年度～平成30年度）
	同上の期間中の達成目標	○2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減以上の水準にする。（「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）） ○2020年度までに2015年度末時点の水素ステーションを倍増（160箇所程度）させる。（「水素・燃料電池戦略ロードマップ」平成32年3月22日）
政策目標の達成状況	○2014年度の温室効果ガスの排出量のうち、運輸部門の排出量は、2014年度で2億1,700万トンであり、2005年度の温室効果ガス排出量と比較し9.5%減となっている。（「2014年度（平成26年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」環境省地球環境局） ○水素ステーションは平成27年度末で86基設置されている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	○平成29年度：水素充填設備：85基、天然ガス充填設備：9基 ○平成30年度：水素充填設備：49基、天然ガス充填設備：11基
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	燃料供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車及びCNG自動車といった次世代自動車の普及並びにエネルギーセキュリティの推進が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	維持費用を軽減する本特例措置により、燃料供給設備の普及促進が図られる。燃料供給設備の初期費用に対しても、他省庁等による補助事業が実施されているが、燃料供給設備は次世代自動車の普及促進に不可欠なインフラであるため、複合的な政策的支援が必要である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>燃料等供給設備数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(23年度)</th> <th>(24年度)</th> <th>(25年度)</th> <th>(26年度)</th> <th>(27年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26箇所</td> <td>27箇所</td> <td>18箇所</td> <td>28箇所</td> <td>73箇所</td> </tr> <tr> <td>451,620千円</td> <td>421,958千円</td> <td>269,789千円</td> <td>234,063千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(23年度)	(24年度)	(25年度)	(26年度)	(27年度)	26箇所	27箇所	18箇所	28箇所	73箇所	451,620千円	421,958千円	269,789千円	234,063千円	
(23年度)	(24年度)	(25年度)	(26年度)	(27年度)												
26箇所	27箇所	18箇所	28箇所	73箇所												
451,620千円	421,958千円	269,789千円	234,063千円													
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用実績：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(24年度)</th> <th>(25年度)</th> <th>(26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>421,958千円</td> <td>269,789千円</td> <td>234,063千円</td> </tr> </tbody> </table>	(24年度)	(25年度)	(26年度)	421,958千円	269,789千円	234,063千円									
(24年度)	(25年度)	(26年度)														
421,958千円	269,789千円	234,063千円														
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>燃料供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車及びCNG自動車といった次世代自動車の普及並びにエネルギーセキュリティの推進が図られている。</p>															
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○「COP19」で表明：2020年度温室効果ガスの2005年度比3.8%削減を目標 ○「日本再興戦略」、「エネルギー基本計画」：新車販売に占める次世代自動車の割合を、2030年までに5割から7割（※）とするとともに、次世代自動車普及促進のため、効率的なインフラ整備等を進めることを目標。 （※）平成27年度における新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合は27.8%となっている。</p>															
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○2014年度の温室効果ガスの排出量のうち、運輸部門の排出量は、2014年度で2億1,700万トンであり、2005年度の温室効果ガス排出量と比較し9.5%減となっている。（「2014年度（平成26年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」環境省地球環境局） ○新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合は、平成27年度で27.8%（軽自動車と登録車を合わせた割合）。</p>															
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年度 創設</li> <li>・平成11年度 延長</li> <li>・平成13年度 延長</li> <li>・平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充</li> <li>・平成17年度 延長</li> <li>・平成19年度 延長</li> <li>・平成21年度 一部見直し（充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ）のうえで延長・拡充</li> <li>・平成23年度 電気充電設備を対象から除外</li> <li>・平成25年度 一部見直し（水素充填設備の取得価額要件を2,000万円から1億5,000万円に引き上げ）のうえで延長</li> <li>・平成27年度 一部見直し（天然ガス充填設備の取得価額要件を2,000万円から4,000万円に引き上げ）の上で延長</li> </ul>															